

これまでの行財政改革の経過と今後について

(※各項目右端の「別紙No.○」は、3ページ「【別紙】行財政改革の経過と今後について (H6～R10)」の項目番号に対応している)

1 (平成当初～) 行政改革の取組み

別紙No.②

本町の行政改革は、バブル経済末期の平成2年度に策定した第1次箱根町行政改革大綱にはじまります。以降、6次にわたり大綱を策定し、その時々々の社会情勢の変化に対応しながら簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員の定員管理、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。

2 (平成15年度～) 財政改革の取組み

別紙No.③

行政改革の取組み後も、町民税及び固定資産税の下げ止まりが見られないなかで、平成初期の大規模建設事業の公債費負担など、義務的経費の増加による危機的な町財政を立て直すため、平成15年度を「財政再建元年」と位置づけました。

その後、平成16年に「財政再建プラン」、平成21年に「財政健全化プラン」を策定し、これらの計画に基づき、財政改革の取組みを進めてきました。

3 (平成27年度～) 行財政改革〔行政改革と財政改革の統合〕の取組み

別紙No.②③⑦

平成15年度以降、行政改革と財政改革の取組みとともに、財政調整基金(貯金)の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行(借金)など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきましたが、基金の枯渇などにより、それも限界となり平成28年度の予算が編成できない状況にまで陥ってしまいました。

そこで、より一層の行財政改革の推進するためにこれまでの行政改革、財政改革の2つを統合した「行財政改革アクションプラン」を策定し、これまで聖域としてきた消防職員の削減など従前の計画以上の内容とした取組みを行うこととしました。

4 (平成28～30年度) 固定資産税超過課税の実施〔新財源の検討〕

別紙No.④⑤⑦

中期財政見通しを策定した結果、行財政改革アクションプランを実施してもなお多額の不足が生じてしまうことから、平成27年度に新財源確保有識者会議を設置し、新財源について検討した結果、固定資産税の税率を見直すことを決定しました。

町では、当初、平成28〔2016〕年度から令和3〔2021〕年度までの6年間、税率を現行の1.4%から1.68%に引き上げる町税条例の一部改正案を提案しましたが、議会での審議の結果、平成28〔2016〕年度から30〔2018〕年度までの3年間、税率を1.58%とする内容で議決されました。

5 (平成28年度) 行財政運営を考える町民会議の設置

別紙No.⑥

平成27年12月議会における固定資産税の税率見直しに関する審議の際に、箱根温泉旅館ホテル協同組合から議会に対し「財政再建と持続的発展についてALL箱根で議論する場の設置」について要望がありました。

町では、将来にわたり安定的な行財政運営をするにはどうすべきか、町民や事業者の皆さまから幅広く意見を伺うことを目的として平成28年度に町民会議を設置しました。

会議を重ねた結果、委員の総意に基づき、「観光地としてどのような町をめざすべきか」「自分たちがどのような町に住みたいか」「将来子どもたちにどのような町を残したいか」「そのような町にするためにどうしたらいいか」といったことについて、委員の思いを提言書としてまとめて頂きました。

6 (平成30年度) 固定資産税超過課税の継続(長期の財源不足の対応) 決定

別紙No.②③④⑤⑦

町では、平成28年度以降、行財政改革アクションプランや受益者負担の適正化などの取組みを進めるとともに、令和元〔2019〕年度以降の財源不足額の対応策について、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定、さらに既存税に加え法定外税等も含めた次期財源のあり方について、行財政改革有識者会議の議論を踏まえつつ、改めてゼロベース検討を行った結果、今後の財源不足に対する考え方をまとめました。

○財源不足に対する町の考え方のポイント

- I 新たに中長期財政見通しと行財政改革アクションプランを策定した結果、さらに行財政改革を進めても、中期(令和元〔2019〕～5〔2023〕年度)の財源不足は、年平均約5億円が見込まれ、今後も財源不足への対応が必要であると考えています。
- II この状況を踏まえて、都市計画税や町民税など各税目について改めて検討した結果、財源不足に対する対応策としては、『固定資産税の超過課税の実施(継続)』が最も望ましいと考えています。⇒当分の間実施し、5年毎に見直す形でH30.12に議決。
- III 長期(令和6〔2024〕年度以降)には、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税の超過課税の継続だけではなく、新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要であると考えています。

7 (令和元年度～) 観光まちづくり財源検討会議の設置

別紙No.①⑧⑨

上記IIIの考え方に加え、行財政運営を考える町民会議及び行財政改革有識者会議の提言も踏まえ、「観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を設置したものです。

この会議の検討結果は、令和4〔2022〕年度からの第6次総合計画後期基本計画の推進及び令和6〔2024〕年度以降の財源不足への対応に反映させる予定です。

項目	平成（年度）																				令和（年度）														
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
① 総合計画	第4次総合計画(H9~H18)										第5次総合計画(H19~H28)										第6次総合計画(前期:H29~R3)			第6次総合計画(後期:R4~R8)											
② 行政改革	第2次行革(H6)		第3次行革(H9~H11)			第4次行革(H12~H16)			第5次行革(H17~H21)			第6次行革(H22~H26)				行財政改革アクションプラン(H27~R1)				行財政改革アクションプラン(H29~R4)				行財政改革アクションプラン(R5~R9)											
③ 財政改革	○ 財政再建元年										財政再建プラン(H16~H21)				財政健全化プラン(H22~H26)				統合改定				今回改定												
④ 財政見通し [参考資料3-1, 3-2]											中期財政見通し(H28~R3)				改定				中長期財政見通し(H30~R9)				今回改定				中長期財政見通し(R5~R14) 【財源不足の拡大】								
⑤ 財源確保策 [参考資料3-1, 3-2]											外部評価・新プランに対する助言				意見の推進項目に反映				【第1期】固定資産税超過課税(H28~H30)		【第2期】固定資産税超過課税の継続(当分の間・5年毎に見直し)		【第3期】固定資産税超過課税の見直し(今回、抜いを検討)												
⑥ 行財政運営を考える町民会議 [参考資料2]											町民会議(H29.11提言)				意見を考慮				提言をもとに決定																
⑦ 行財政改革有識者会議等 [参考資料3-1, 3-2]	【参考】行財政改革有識者会議等について ※1 行財政改革有識者会議(H27行財政改革アクションプラン策定時の意見・助言) ※2 新財源確保有識者会議(H27.10提言 新財源確保について) ※3 行財政改革有識者会議(H29行財政改革アクションプラン策定時の外部評価・助言) (H30.5提言 平成31年度以降の財源確保策について)										※1				※2				※3(H30.5提言)																
⑧ HOT21観光プラン	HOT21観光プラン基本計画(H14~)										HOT21観光プラン実施計画(H15~H24)				HOT21観光プラン実施計画(H25~)				第2次HOT21観光プラン基本計画(H30~R9)				HOT21観光プラン実施計画(前期:R1~R5)				HOT21観光プラン実施計画(後期:R6~R9)								
⑨ 観光まちづくり財源検討会議											意見を考慮				財源面の検討				検討会議(R1.8~R7.8)				検討結果												
主な取組事項	行政改革		【第2次行革】 ・職員定数の見直し ・使用料等受益者負担の適正化 ・OA化の推進 ・庁内業務の民間委託化の検討			【第3次行革】 ・職員新規採用の抑制 ・ごみ収集の全面民間委託 ・観光施設観覧料、下水道、温泉使用料の改定			【第4次行革】 ・職員数の削減 ・東京案内所の廃止 ・保育園給食調理員の民間委託 ・日帰り入湯税の導入 ・水道料金の改定 ・下水道使用料の改定 ・補助金の整理合理化			【第5次行革】 ・職員定員管理の適正化(退職者不補充等) ・指定管理者制度の導入 ・下水道施設管理の民間委託 ・粗大ごみ不燃物処理手数料の改定 ・自治基本条例の制定 ・電子入札の導入			【第6次行革】 ・職員数の適正化 ・税外収入(パナー広告、ふるさと納税)の確保 ・町村情報システムの共同化 ・公共施設運営経費の見直し ・メールマガジンによる情報提供の推進			【行財政改革アクションプラン(H27, 28)】 (基本目標1) ・町税徴収率の向上及び課税客体の把握 ・使用料・手数料の見直し ・ふるさと納税の促進 (基本目標2) ・ごみ収集体制の見直し ・レイクアリーナの運営見直し ・公共施設の計画的な再配置 (基本目標3) ・消防職員の定数削減 ・定住化の促進 ・HOT21観光プランの推進				【行財政改革アクションプラン(H29~)】 (量の改革) ・町税徴収率の向上 ・使用料、手数料の見直し ・財政調整基金の残高確保 (質の改革) ・街路灯のLED化 ・119番通報受信時の多言語通訳サービス導入 ・公共施設の計画的な再配置 (活力ある地域社会の形成) ・子ども子育て支援計画の推進 ・高校生への電車バス共通定期券の導入検討・実施 (意識の改革) ・官民が連携したまちづくり手法の検討及び推進 ・学校業務改善プランの策定													
	財政改革												【財政再建プラン(目標)】(結果) ①経常収支比率 80%以下 × ②人件費比率 30%以下 × ③新規採用職員を退職者の1/2以内 ○ ④公債費比率 15%以下 ○ ⑤毎年度起債額 5億円以内 ○ ⑥財政調整基金に毎年5千万円積立 ○ ⑦町税徴収率 90%以上 × ⑧毎年度特別会計への繰出金総額 9億円以内 ○				【財政健全化プラン(目標)】(結果) ①毎年度の経常的経費 19億円以内 × ②職員数の削減 5年間で25人以上 -24人 × ③毎年度起債額 5億円以内 ○ ④財政調整基金に毎年5千万円積立 ○ ⑤町税・各種使用料等の徴収率 90%以上 × ⑥毎年度特別会計への繰出金総額 9億円以内 ○																		